支給（給付）決定取消通知書

様式第９号（第９条関係）

文書番号

 〒　　　-

 　　　　　　　　 様

 年 月 日

 　　　　　 酒田市長

印

　　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第２５条第１項及び第５１条の１０第１項の規定により、下記のとおり支給（給付）決定を取り消しましたので通知します。

記

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 障害福祉サービス受給者証番　　　　号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 地域相談支援受給者証番　号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 支給(給付)決定障害者（保護者）氏名 |  | 支給決定に係る児童氏名 |  |
| 支給（給付）決定取消日 |  |
| 取消理由 |  |

受給者証を酒田市福祉課に返還してください。ただし、既に受給者証を提出されている方は、不要です。

返還期限　　　　年　　月　　日

不服申立て及び取消訴訟

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、山形県知事に対して審査請求をすることができます。

２　処分の取消しの訴えについては、上記１の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、酒田市を被告として（訴訟において酒田市を代表する者は酒田市長となります。）、提起することができます。なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

　 (1)　審査請求があった日の翌日から起算して３か月を経過しても裁決がないとき。

　 (2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

　３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過

　　した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日

の翌日から起算して１年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができな

くなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁

決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処

分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。